

- ① [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- ② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

- ③ [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

- 新**
[1]包括的な相談・調整窓口の整備
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】65.12km²
【人口】391,337人
【うち65歳以上】114,151人
【高齢化率】29.2%

※令和7年12月1日時点

背景・経緯

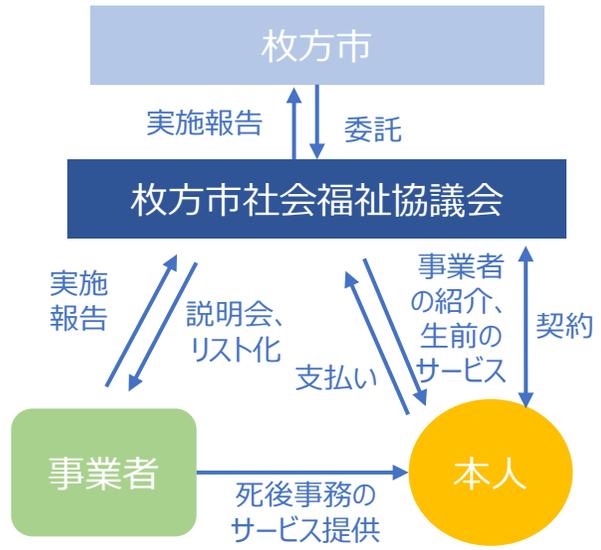
- ・ **検討開始時期**：令和6年5月
- ・ **取組開始時期**：令和6年10月
- ・ 十分な資力がないなど、民間事業者による支援が受けられない方に対し、意思決定支援を確保しながら入院・入所時の身元保証を代替する支援や、死後の事務支援を併せて提供するため、事業を開始。

事業概要、実施スキーム

【事業概要】
ひらかた縁ディングサポート事業は、身寄りのない高齢者の方が、住み慣れた地域で最期まで安心して生活ができるよう、見守りや安否確認サービスをはじめ、預託金をお預かりした上で、入退院時の支払い代行やお亡くなりになった後の葬儀、納骨、家財処分、行政官庁への届け出等を行う事業。終活情報登録サービス、見守り・安否確認サービス、入退院時等支援サービス、預託金によるサービスをセットで実施している。

- 【利用者の要件】**
以下の全てに該当する枚方市民
- ✓ 市内在住
 - ✓ 65歳以上の単身世帯で支援可能な親族がいない方
 - ✓ 契約内容を十分に理解し、利用を希望される方
 - ✓ 市民税非課税、もしくは税等を引いた月収額が16万円以下の方
 - ✓ 預金の合計額が500万円以下の方
 - ✓ 不動産を所有していない方(ただし、現在居住している自分名義の不動産を除く)
 - ✓ 生活保護世帯ではない
 - ✓ 4つのサービスをすべて受けることに同意いただける方

【夜間・休日等の緊急連絡先およびその対応】
緊急連絡先用の携帯電話を24時間社協職員が持ち回りで携帯している



ステークホルダーの役割

- 【管理監督団体】**
- ① **枚方市**
- 枚方市社会福祉協議会に事業委託
 - 必要に応じて社協につなぐ
 - 利用希望者の審査
 - 実施報告の受付
- ② **枚方市社会福祉協議会(委託先)**
- 事業の案内、利用希望者の審査、契約の締結
 - 事業者への説明会、申込のあった事業者をリストアップし、利用希望者に紹介
 - 契約に基づく定期確認(月1回の電話、半年に1回の訪問)、死後の葬儀・埋葬等、および遺言作成及び執行サービスの案内および実施
 - 枚方市への実施報告
- 【民間事業者等】**
- 利用者の希望に沿ったサービスの実施
 - 社協への実施報告
- 【利用者(市民)】**
- 情報収集、市役所、社協に相談
 - 枚方市社会福祉協議会と契約締結

基本指標 (R7.7時点)

【自治体】枚方市

- 予算：4,404,000円 (令和6年度)
6,526,000円 (令和7年度)

【相談対応者、身元保証代替・日常生活支援・死後事務支援対応者の体制】

- 常勤：2人 (うち一人係長兼務)
- 非常勤：-
- 相談対応者の要件：現在は特になし
- 利用者負担 (目安)：入退院時等支援サービス 1回1,000円～
入退院時の支払い用預託金 20万円
葬儀、納骨等預託金 30万円
賃貸住宅の家財処分明け渡し等預託金 見積もり額

【事業の実績】(令和7年12月1日現在)

- 新規相談者延べ件数：137件 (令和6年度)、148件 (令和7年4月～11月)
- 契約者数：6人

工夫・配慮等

- 事業の周知については、地域包括支援センターの管理者と医療機関のMSW対象に説明を行った。また、民生委員に対しても周知チラシを配布し、何かあったときに社協に連絡が行くような体制を構築した。利用者には、本事業を登録していることが分かるよう、カードの携帯や自宅での掲示をお願いする見込みだ。また、本人に許可を取ったうえで地域包括支援センターの職員やケアマネジャー等の福祉・支援関係者にも情報共有する。
- 意思決定支援としては、申込までに複数回の事業内容説明の機会を提供するうえ、「利用申込書」への署名をしてもらっている。本人の意思決定能力に疑義があると感じたときは、関係者がいれば本人同意の上第三者からの情報を収集したり、再度面談もしくは審査にて協議をする。資産等が理由で対象外になった場合は、他制度 (任意後見制度や専門職団体がやっている死後事務委任制度等) に関する情報提供や終活 (遺言書作成等) に関する助言等を可能な範囲で実施 (常勤で行政書士を配置)。サービス提供に係る理解が難しいと判断した場合は、日常生活自立支援事業や成年後見制度を紹介している。

利用の流れ



平均3〜4か月

現状の課題、今後の展開

- 死後事務支援に関するトラブル (法的問題や実施後に相続人が表れた場合の対応。なお、社協が顧問契約している弁護士に依頼し、必要に応じて助言をもらっている)
- 夜間休日でも対応できるような体制づくり (個人情報取扱い、担当職員の負担、人員)